

## 令和2年度 狂犬病予防注射の円滑な実施要請に対する 「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令」の 公布について

本会では、令和2年度における狂犬病予防注射の実施について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、政府の緊急事態宣言の発出前から厚生労働省に対して4月からの予防注射実施の可否について幾度となく照会をしてきた。しかし、同省からは明確な回答が示されなかったことから、逐次、同省健康局結核感染症課担当官からの検討の方向等の情報を事務連絡等で地方獣医師会へ提供してきた。このような経緯に鑑み、現状のままでは、市区町村による集合注射の再開をはじめ予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が法に定められた予防注射を受けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあることから、同省健康局長あての要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について（要請）」（令和2年6月4日付け2日獣発第29号：別記1）を本会境副会長兼専務理事から同局結核感染症課の梅田感染症情報管理室長に手渡し、要請した（図）。

これに対して、令和2年6月11日付け健感発0611第2号により、厚生労働省健康局結核感染症課長から、同日付けで「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）」が公布され、令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情によ



図 梅田感染症情報管理室長（右）へ要請書を手渡す境副会長兼専務理事

り、4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者または管理者について、「当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなす。」こととされた旨地方獣医師会会長へ通知（別記2）したのでここに紹介する。

### 【別記1】

2日獣発第29号  
令和2年6月4日

厚生労働省健康局長  
宮 寄 雅 則 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

### 令和2年度狂犬病予防注射の円滑な 実施について（要請）

狂犬病予防対策については、平成19年3月2日付け厚生労働省健康局長通知「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の推進について」（健発第0302001号）において、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図るためには、都道府県と市町村並びに獣

医師会とが連携・協力し、実施する必要がある旨が示されています。

令和2年度狂犬病予防注射についても、狂犬病予防法（以下「法」という。）及び同法施行規則（以下「規則」という。）に基づき、全国において都道府県と市町村並びに獣医師会が連携して対応が進められてきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、集合注射の中止又は延期を含め、大半の地域において狂犬病予防注射の実施が未定となっています。

本件に関しては、4月8日付け事務連絡により、貴局結核感染症課から都道府県の衛生主管部等宛に、①狂犬病予防注射については、法第5条及び規則第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされていること、②予

防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めていること、③予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討すること、④市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討すること、及び⑤実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底することが通知されているところです。

しかしながら、特に予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする旨の確定した対応方針は未だ示されていません。このままでは、市区町村による集合注射の再開をはじめ予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が、その犬について法に定められた予防注射を受けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあります。また、一部の市区町村においては、6月中の予防注射実施を急ぎ、予防注射会場において、いわゆる「3密」を回避できないことなども懸念されます。

つきましては、本年度の狂犬病予防注射の円滑な実施にあたり、下記のとおり要請いたします。

#### 記

- 1 予防注射の時期を7月以降で差し支えないこととする方針は、現時点では法令上認められていないことから、6月中の早期に規則改正等の所要の対応をとられたい。
- 2 規則改正等を行うに際しては、法第5条及び規則第11条において、犬の所有者は必ず予防注射を受けなければならない、これを実施しないことは違法行為である旨を都道府県及び市区町村が犬の所有者に確実に周知するよう明記されたい。
- 3 今般のフィリピンからの輸入感染症例の報告により、獣医師の危機意識の高まりとともに国民の不安の増大を招来していることから、以上の対応を早急に実施されたい。

#### 【別記2】

2日獣発第52号  
令和2年6月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
(公印及び契印の押印は省略)

#### 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する 省令の施行について

令和2年度の狂犬病予防注射については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大半の地域で定期集合注射の実施時期が未定となるなど、犬の所有者が予防注射を受けさせることが困難な状況が続いています。本会は令和2年6月4日付け要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について」(2日獣発第29号)により、厚生労働省健康局長あてに狂犬病予防法施行規則の早期改正により7月以降の予防注射の実施を可能とする措置をとるとともに、注射を受けさせることは犬の所有者等の義務であることの周知徹底を求めてきたところです。

このことについて、令和2年6月11日付け健康発0611第2号により、厚生労働省健康局結核感染症課長から、同日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第121号)が公布され、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長あてに通知した旨別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの省令改正の概要は、令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたものです。

また、通知においては、①本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと、及び②犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること、の2点が留意事項として明記されています。

地方獣医師会におかれましては、都道府県及び市区町村と連携の上、犬の所有者等が、その犬に対して速やかに予防注射を受けさせることができるよう、積極的な対応を継続されますようお願いいたします。

(別 紙)

健感発 0611 第 2 号  
令和 2 年 6 月 11 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

**狂犬病予防法施行規則の一部を改正する  
省令の施行について**

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長あてに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、公益財団法人 日本動物愛護協会、公益社団法人 日本動物福祉協会及び公益社団法人 日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力を依頼していることを申し添えます。

(別 添)

健感発 0611 第 1 号  
令和 2 年 6 月 11 日

各 

(	都 道 府 県	)
	保 健 所 設 置 市	
	特 別 区	

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

**狂犬病予防法施行規則の一部を改正する  
省令の施行について (施行通知)**

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省

令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

**1 改正の概要**

令和 2 年 12 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととした。

**2 施行期日**

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第 2 項の規定中第 11 条第 2 項に係る部分は、令和 2 年 3 月 8 日から適用する。

**3 留意事項**

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

○厚生労働省令第百二十一号  
 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年六月十一日  
 厚生労働大臣 加藤 勝 信

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和二年十二月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、<u>第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</u></u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>平成二十八年十二月三十一日までの間、平成二十八年熊本地震の発生によるやむを得ない事情により、<u>第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</u></u></p> <p>3・4 (略)</p>

附 則  
 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の狂犬病予防法施行規則附則第二項の規定

中第十一条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分は、令和二年三月八日から適用する。